

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

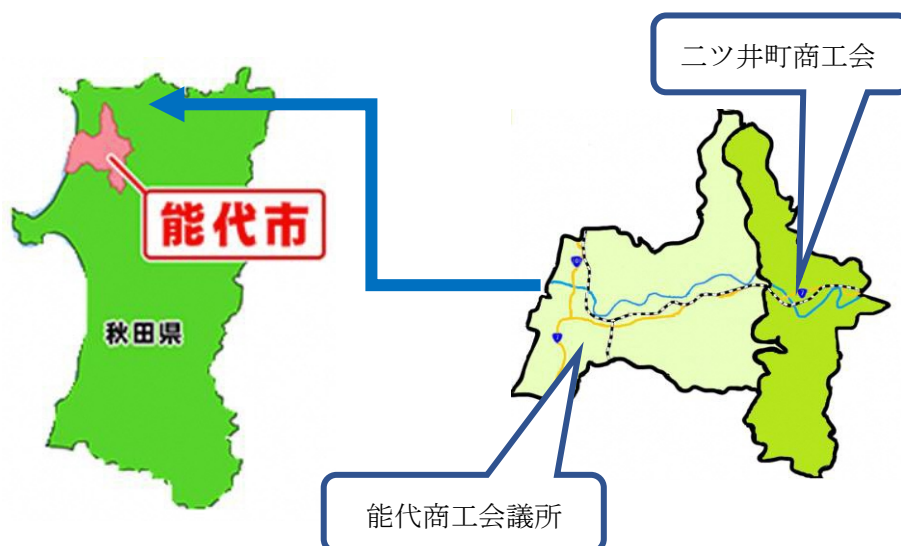
I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

当市は秋田県北西部に位置する。東は北秋田市、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接しており、海と山に囲まれた自然豊かな地域である。秋田市から60～80km圏内にあり、県北部における中心都市の一つである。市の中央を一級河川米代川が流れ、その下流域の能代平野に位置している。その広大な平野では、稲作を中心とした農業が盛んである。

平成18年に能代市と隣接する二ツ井町が合併し、現在の市域となった。面積は秋田県の約4%を占め、人口は51,496人(能代市HPより令和2年10月末現在)。



② 能代商工会議所・二ツ井町商工会の区分

能代市には能代商工会議所、二ツ井町には二ツ井町商工会が経済団体として活動していたが、平成18年に両行政が合併した後も、従前の管轄地域をそれぞれ区分して地域事業者の支援を行っている。

③ 想定される地域の災害リスク

(地震：能代市地域防災計画・能代市地震防災ハザードマップ)

明治以降、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震「日本海中部地震」(昭和58年、マグニチュード7.7、震度5)では、能代市が甚大な被害を受け多くの方が亡くなられ、被災した過去がある。さらに、記憶に新しい東日本大震災(平成23年、マグニチュード9.0)では、連動型の巨大地震であったことで東北地方太平洋側は未曾有の被害を受けたほか、今なお商工業者に影響を与えている。このことから、秋田県では「想定外はつukらない」という観点から独自に設定した地震モデル「連動地震」を設定している。

能代市地域防災計画や地震防災ハザードマップは、国の地震調査研究推進本部が評価した地震と秋田県が設定した「連動地震」を考慮し作成されている。

能代市に関する震源域の30年以内の地震発生確率として、地震ハザードカルテ「J-SHIS」によると、令和2年10月現在において震度5弱以上が発生する確率は66%とかなり高い数値を示している。

さらに、日本海中部地震で注目されたのが沿岸部特有の「液状化現象」であった。秋田県・青森県と広範囲に被害が報告されており、津波と同時に注意しなければならない。

「東日本大震災」を教訓に「想定外はつukらない」という考えのもと、全国のどこで発生した地震であっても能代市にも被害を及ぼすという考えで被害想定をしておく必要がある。

秋田県による能代市の想定地震ごとの想定被害は以下のとおりである。

〈冬の深夜(午前2時)に地震が発生した場合〉

項目 \ 想定地震	能代断層帯	秋田県沖 A海域	秋田県沖 3海域連動
マグニチュード	7.1	7.9	8.7
最大震度	7	6弱	6強
全壊棟数	12,798	1,400	10,426
半壊棟数	12,525	1,850	12,850
死者数 (※冬の深夜を想定)	768	13	3,157
停電世帯数	21,024	10,442	20,289
県全体経済被害(億円)	7,332	3,399	29,301

(出典：平成25年8月秋田県地震被害想定調査報告書〔概要版〕)

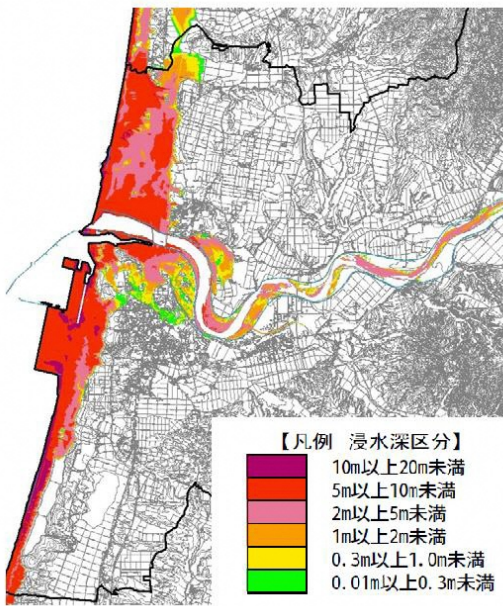
(津波：能代市地域防災計画・能代市地震防災ハザードマップ)

日本海沖を震源地として発生した「日本海中部地震」では、大きな揺れとともに大津波も観測された。能代市の落合海岸で約1.1mの高さの津波を観測している。それにより、能代港にある能代火力発電所建設工事中の作業員34名が犠牲となった。さらに、平成5年の北海道南西沖地震の際にも津波が能代市に到達し、水道施設1棟が被害を受けている。

秋田県が独自に設定した連動地震も考慮に入れた被害を想定する必要がある。

最大浸水深分布図（海域A+B+C連動）

【能代市】



海域A：日本海中部（秋田県北部・青森県沖）

海域B：佐渡島北方沖～秋田・山形県沖

海域C：新潟県北方沖～山形県沖

(出典：平成25年8月

秋田県地震被害想定調査報告書〔概要版〕)

代表地点の最大津波高と到達時間

海域A

地点名	最大津波高(m)	到達時間(分)
八峰町	9.85	24
能代市	7.06	24
三種町	6.58	26
男鹿市1	6.34	26
男鹿市2	5.72	16
潟上市	3.62	34
秋田市	4.65	35
由利本荘市1	2.91	33
由利本荘市2	2.17	31
にかほ市	2.29	30

○ 海域A+B+C連動

地点名	最大津波高(m)	到達時間(分)
八峰町	14.36	28
能代市	11.41	27
三種町	11.80	26
男鹿市1	10.82	25
男鹿市2	9.82	14
潟上市	11.47	32
秋田市	13.61	34
由利本荘市1	11.27	31
由利本荘市2	10.80	30
にかほ市	10.14	29



(出典：平成25年8月秋田県地震被害想定調査報告書〔概要版〕)

(洪水：能代市地域防災計画)

能代市には一級河川米代川が流れ、当地域の中央を東西に流れている。そのほかに支流が11本、二級河川が1本、準用河川として檜山川運河がある。

昭和47年7月に発生した「昭和47年7月米代川洪水」では能代市内で甚大な被害を被った。藤琴川堤防、薄井堤防、中川原堤防が決壊し、特に中川原堤防は78mにわたって決壊した。住宅を含む能代市・二ツ井町合わせて3,600棟の浸水により甚大な被害が生じ、商工業者への影響も大きかった。

昭和47年7月米代川洪水による被害状況



(旧二ツ井町)



(能代市中川原地区)

また、平成19年9月には、豪雨により米代川二ツ井水位観測所で過去最高となる8.07mの水位を記録した。住宅等166件が浸水し、災害救助法が適用される大きな被害となった。

直轄河川での洪水予報区域の浸水想定区域

河川名	洪水予報 基準観測所	浸水想定区域
米代川	二ツ井	能代市 下田平、麻生、仁鮎、切石、富根、小繫、 藤琴川、二ツ井、富田・外面
	向能代	能代市 鍼淵・鶴形、中川原・悪土、中島、常盤、 轟・産物、朴瀬、吹越、落合
藤琴川	二ツ井	米代川二ツ井観測所と同一

(令和元年度能代市水防計画より)

平成30年7月には道の駅ふたついに隣接して「二ツ井地区河川防災ステーション」が完成し、米代川における災害対応拠点となっている。

近年の地球温暖化の進行により全国的にも豪雨による被害が増えている。ゲリラ雷雨の発生する頻度も多くなっており、大雨・豪雨に対する対策が重要である。

(感染症：新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 等)

新型インフルエンザは、毎年流行しているインフルエンザとは全く異なる新型ウイルスの出現で発生し、およそ10年から40年の周期で起こる可能性がある。

そこで、能代市では未知の感染症が発生し、その感染力の強さから新型インフルエンザを超える大きな社会的影響の発生の可能性も考えられることから、平成26年8月に「能代市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。策定後も最新の科学的な知見を取り入れ、検証し、必要があれば変更していくこととしている。

そのような中で、令和2年2月からの新型コロナウイルスの流行は、世界規模となっている。我が国においても新型コロナウイルス感染症は収まることなく、全国での感染者は11万人を超え、死者数も1,800人を超えている。県内の感染者も70人を超えており各事業所は感染防止に努めているが、「新しい生活様式」の導入により事業への影響は大きい。国、県、市から経済の遅滞を防ぐため給付金支給などが行われたが、長引く流行により事業改善、回復した企業は少ない。

新型ウイルスが発生した場合には、全国的な急速な流行により能代市においても感染の拡大により大きな経済的影響を受ける可能性がある。

(2) 商工業者の状況

① 能代商工会議所管内の事業所数は下記のとおりとなっている。(令和2年3月31日現在)

商工業者数	会員数	小規模事業者数
2,262	1,211	1,452

●業種ごとの内訳

業種別	業者数	商 工 業 者 数		小規模事業者数
			うち会員数	従業員20名以下 (商業サービス5名以下)
A 農業、林業		2	2	1
B 漁業		0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業		5	5	5
D 建設業		276	158	162
E 製造業		316	194	204
F 電気・ガス 熱供給・水道業		10	3	2
G 情報通信業		7	4	3
H 運輸業、郵便業		46	40	24
I 卸売業、小売業		549	306	295
J 金融業、保険業		48	27	28
K 不動産業、物品賃貸業		28	26	23
L 学術研究専門・技術サービス業		0	0	0
M 宿泊業、飲食サービス業		253	124	203
N 生活関連サービス業・娯楽業		5	1	0
O 教育、学習支援		5	5	3
P 医療、福祉		100	79	73
Q 複合サービス事業		0	0	0
R サービス業 (他に分類されないもの)		583	230	423
S 公務 (他に分類されないもの)		0	0	0
T 他に分類されない産業		29	7	3
小 計		2,262	1,211	1,452

②二ツ井町商工会管内の事業所数は下記のとおりとなっている。(令和2年3月31日現在)

商工業者数	会員数	小規模事業者数
427	229	398

●業種ごとの内訳

業種別	業者数	商 工 業 者 数		小規模事業者数
			うち会員数	従業員20名以下 (商業サービス5名以下)
A	農業、林業	11	10	11
B	漁業	0	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	3
D	建設業	54	34	53
E	製造業	58	29	51
F	電気・ガス 熱供給・水道業	0	0	0
G	情報通信業	0	0	0
H	運輸業、郵便業	9	5	5
I	卸売業、小売業	105	62	96
J	金融業、保険業	4	3	2
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0
L	学術研究専門・技術サービス業	19	8	17
M	宿泊業、飲食サービス業	49	27	49
N	生活関連サービス業・娯楽業	72	19	71
O	教育、学習支援	6	0	6
P	医療、福祉	6	5	6
Q	複合サービス事業	2	0	0
R	サービス業 (他に分類されないもの)	29	26	28
S	公務 (他に分類されないもの)	0	0	0
T	他に分類されない産業	0	0	0
小 計		427	229	398

(3) これまでの取組

① 能代市の取組

1) 能代市地域防災計画と能代市国土強靱化地域計画の策定

能代市の地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び能代市防災会議条例（平成18年条例第172号）に基づき、能代市における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。さらに、災害時の被害を最小限に抑え、迅速な回復を図れる「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えている。

一方、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月「国土強靱化基本法」が制定された。そして、令和2年9月、同法第13条に定める「国土強靱化地方計画」として『能代市国土強靱化地域計画』を策定した。いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限に図られ、強靱な行政機能や地域社会を作り上げるための能代市の指針である。

2) 第2次能代市総合計画による防災・減災に関する各施策の推進

平成30年度からスタートした「第2次能代市総合計画」にも基本目標として「安心でくらしやすいまち」づくりのために防災についての政策が盛り込まれている。災害時に適切な対応がとられ、被害が最小限に抑えられるよう行政機関はもちろん、市民、各種団体、事業者など細かく施策を設定し、もしもに備える体制づくりを強化している。さらに「第2次能代市総合計画第2期実施計画」では、令和2年度に地域防災計画に基づいたハザードマップの更新やマニュアルの整備を行うこととしている。

3) 総合防災訓練の実施

能代市では、昭和58年に発生した「日本海中部地震」を教訓に、毎年5月に能代市総合防災訓練を行っている。そこでは、昭和47年の水害の教訓を生かし水防訓練や土砂災害訓練も取り入れているほか、さらに、東日本大震災を契機に「想定外をつくらない」ということで、様々な災害を想定し、能代市、消防、警察、地域住民や消防団、医療関係機関、ライフライン関係機関などが参加し訓練を行っている。時代の変化とともに、タブレット端末を使った情報伝達訓練など、訓練の内容もより強化したものを取り入れ行っている。

4) 能代市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成26年8月に「能代市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。今年、

新型コロナウイルス感染症が確認された際も、この計画に沿った対策をとり実施した。現在も日本中、世界中で流行しているため、引き続き体制強化をしながら取り組んでいく。終息後には、最新の科学的な知見を取り入れ見直しを行うなど、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済への影響が最小限になるよう適時適切に見直し、変更を行う。

5) 防災備蓄品

秋田県と共同備蓄品として下記品目を備蓄し、定期的に点検・入れ替えを行っている。

食料品等	主食	衛生用品	トイレ
	主食（お粥等）		トイレトペーパー
	飲料水		紙おむつ（大人用）
	粉ミルク		紙おむつ（子ども用）
	哺乳瓶		生理用品
発電・照明 機材	自家発電機	その他	タオル
	投光器		給水袋
	コードリール		医療品セット
	燃料タンク		
防寒用品	毛布		
	石油ストーブ		

6) 防災に関する情報提供

能代市では、ハザードマップや防災情報について広報などのほか、能代市ホームページでいつでも見られる。また、登録者には防災情報のメール配信も行い、情報提供をしている。

○避難所

- ・指定緊急避難所（災害ごとの利用可否も表示した一覧表あり）
- ・内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を参照

○知識・情報

- ・防災情報メール（能代市）

○消防・救急

- ・5月26日は「県民防災の日」
- ・毎月、救命講習を実施
- ・土囊ステーションの設置

○計画・資料

- ・能代市地域防災計画
- ・能代市国土強靱化地域計画
- ・能代市水防計画
- ・能代市地震防災ハザードマップ

- ・能代市内水ハザードマップ
- ・能代市津波ハザードマップ
- ・web版防災ハザードマップ <https://www.city.noshiro.lg.jp/hzd/>

○リンク

【秋田県関連】

- ・秋田県防災ポータルサイト <https://www.bousai-akita.jp/>
- ・秋田県河川砂防情報システム <http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/>
- ・秋田県地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/akita/>

【国関連】

- ・気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・国土交通省「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp/portal/#82>
- ・新型インフルエンザ等対策（内閣官房）
<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/>
- ・新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房） <https://corona.go.jp/>
- ・感染症情報（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

② 能代商工会議所の取組

1) 事業者BCPに関する国の施策の周知

これまで、小冊子やリーフレットが発行されると、事業所を巡回訪問する際に配布し、その内容について説明してきた。

また、常議員会や部会長会議の際には、会頭自らが「BCP」の策定の必要性を訴え、るとともに、議員から業界への周知をお願いし、問い合わせがあれば経営指導員が訪問して説明した。このほか、BCP策定セミナーを開催するなどして計画策定の必要性を周知してきた。

2) 事業者BCP策定セミナー

約2年前から、経営改善事業や伴走型小規模事業者支援事業の中で経営計画策定支援のひとつとして「BCP策定」の内容を取り入れたセミナー等を開催してきた。しかし、東日本大震災の際も当地域においては大きな被害を受けたところは少なく、「BCP」の必要性を感じ策定した事業所は経営規模の大きな事業所にとどまっている。

3) 損害保険の加入促進

日本商工会議所では、①中小企業PL保険制度、②全国商工会議所PL団体保険制度、③全国商工会議所中小企業海外PL保険制度、④情報漏えい賠償責任保険、⑤業務災害補償プラン、⑥休業補償プランについて各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。さらに、秋田県火災共済（協）等と連携した普及・加入促進を行っている。

4) 防災備蓄品

下記の非常用品は最低限準備し、定期的に確認し非常時に備える。

軍手	救急箱	反射式ストーブ
雨具	ティッシュ	灯油
ヘルメット	懐中電灯	保存食（3日分）
マスク	携帯ラジオ	飲料水（3日分）
消毒用アルコール	事務用品一式	

5) 防災訓練の実施等

年1回の消防設備の点検を行っているほか、各種設備機械の点検を定期的に行っている。さらに、能代商工会議所消防計画に沿って、職員の避難訓練と消防設備の確認を年1回実施している。しかし、テナント事業所との合同の訓練は行っておらず、今後、防災教育の実施や避難誘導を含めた総合訓練を実施する。

③ ニツ井町商工会の取組

1) 事業者BCPに関する国の施策の周知

これまでBCPに関するチラシ等が発行された際には、会員事業所への送付や来所者に対する配付などで周知に努めてきた。

2) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、経営・休業・財産・賠償責任・労災事故・自動車という6つのリスクに分類したリスク管理のチラシを作成している。そのチラシなどを活用し、秋田県火災共済（協）とも連携しながら、各種共済の加入促進を行っている。

3) 防災備品

下記の非常用品を最低限準備し、定期的に確認して非常時に備える。

軍手	救急箱	反射式ストーブ
雨具	ティッシュ	灯油
ヘルメット	懐中電灯	保存食（3日分）
マスク	携帯ラジオ	飲料水（3日分）
消毒用アルコール	事務用品一式	ゴミ袋

II. 課題

能代市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 小規模事業者のBCP策定が進んでいない

能代市管内の事業所では、BCPを策定している事業所は経営規模の大きい事業所や支店、フランチャイズに加盟しているコンビニエンスストア等であり、どの業種も一部の事業所に止まっている。従って、小規模事業者のほとんどは策定していない状況にある。さらに、「BCP」と「避難計画」を間違えている事業所が多く、策定していたつもりになっていることも考えられる。したがって、今年度の新型コロナウイルス感染症が小規模事業者の経営に大きな影響を与えたことから、この機会を利用して計画策定の重要性を積極的に周知し普及に努める。

(2) 職員の事業所BCP策定スキルが不足している

防災を絡めた経営計画であり、災害の専門的な知識が必要なほか専門家や損保会社との連携も必要となるため職員の十分な策定のためのスキルが必要である。

(3) 応急対策について市や商工団体の連携体制が整っていない

それぞれの事業継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、能代市、能代商工会議所、二ツ井町商工会の連携・協力体制が具体化されていない。

(4) 新型コロナウイルス対策の行動計画の周知を図る

「能代市新型インフルエンザ等対策行動計画」の中には、地域・職場における予防対策や協力要請等について記載されているが、十分に認知している事業者は少ない。行動計画を適切に実施することが、予防はもちろん新型コロナウイルス等が発生した場合の拡大防止につながると考える。行動計画の周知を徹底し、感染症が発生前から地域対策、職場対策を実施することが、発生後の事業継続や地域経済の維持につながるものとする。

III. 目標

能代市国土強靱化地域計画に基づき、想定外をつくらず、大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の早急な復旧・復興対策について、能代市、能代商工会議所、二ツ井町商工会がひとつになって取り組むこととし、特に小規模事業者に対しては「経済活動を止めることなく次世代へ継承する」ことを目標に事業継続力強化のために次の取組を行う。

(1) 小規模事業者へBCP策定の支援強化

災害リスクの再認識と、新たに新型コロナウイルス感染症流行の第2波、第3波の可能性を認識させ、事前対策の必要性を周知する。さらに、業種や業態により事業復旧にかかる優先すべき事業が異なるため、専門家や損保会社との連携することで個別に策定支援を行える体制を構築する。小規模事業者のBCP策定数を増やす。

(2) 被害の把握・報告ルート の 確立

災害発生時における連絡体制を円滑にするために、能代市、能代商工会議所、二ツ井町商工会が連携して「被害情報確認・報告スキーム」を構築する。

(3) 速やかな応急・復旧・復興支援を行うための連携体制の確立

災害発生後、小規模事業者が早期復旧・再開できるよう応急対策や支援策を整備し、さらに組織内の体制や関係団体との連携体制を確立する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年12月1日～令和7年11月30日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

小規模事業者の事業継続力強化を支援していくため、能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者が連携し、支援体制とお互いの役割分担などを整備したうえで、以下の事業を実施していく。

<1. 事前の対策>

令和2年9月に策定された「能代市国土強靱化地域計画」や平成26年8月に策定された「能代市新型インフルエンザ等対策行動計画」などに基づき、本計画との整合性を整理し、大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症の流行時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

能代市内の小規模事業者は、BCPを策定していないところが大半である。そこで、管内の小規模事業者に対してBCP策定の必要性を啓発していくため、以下の取り組みを行う。

① 広報による啓発

会報、チラシやパンフレット、ホームページ、市広報などで、国の施策、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介などを行う。

② ハザードマップによるリスク周知

来館者に周知するため、事務所内に能代市ハザードマップを掲示する。巡回指導時には、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害リスクやその影響を軽減するための対策などについて説明し、BCP策定への意識を高めていく。

また、ホームページには「能代市防災ハザードマップ」、「秋田県防災ポータルサイト」、「重ねるハザードマップ」、「J-SHIS地震ハザードステーション」など防災に参考となるサイトをリンクするとともに、事業者にはQRコードを周知しスマートフォンで活用してもらうなどしてリスク周知を図っていく。

③ 新型コロナウイルス感染症の対策

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、影響の長期化が見込まれている。事業者には、常に最新の正しい情報を入手するとともに、関係者への誹謗・中傷は慎み、冷静な行動や人権の尊重に努めるよう呼び掛ける。

また、新型コロナ対策について、今後の感染症対策につながる業種別ガイドラインに基づく

感染拡大防止策などについて周知を図る。事業者には、マスクや消毒液等の備蓄、事業所内換気設備の設置、IT活用による非接触型対応などの環境整備、及びそれらを整備していくうえで活用できる補助金などの各種支援策の情報を提供していく。

④ 事業者BCP策定の支援強化

小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取り組みの推進などについて支援を強化していく。

まずは、リスクチェックシートによる簡易診断を実施し、「人・物・金・情報・体制等」に対する取組状況を確認する。現在の事業継続能力を診断し、被災した場合に会社が受ける影響をイメージしてもらったうえで、リスクを軽減するための取り組みについて提案する。そのうえで、中小企業庁が提供している「中小企業BCP策定運用指針」のひな型（入門コース、基本コース）などを活用しながら、簡易的なBCPから策定を支援していく。また、事業継続の取り組みに関する専門家を招き、事業者向けBCP策定セミナーや個別相談会なども開催していく。

(2) 商工会議所・商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成

令和2年11月、能代商工会議所と二ツ井町商工会はともに事業継続計画（BCP）を策定した。（別添参照）

(3) 関係団体との連携

連携する損害保険会社などに専門家派遣を依頼し、事業者BCP策定セミナーや個別相談会などを開催していく。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスク対策として各種保険を紹介する。その他、関係機関には普及啓発用ポスターの掲示やチラシ・パンフレットの設置を依頼する。

(4) フォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定や取組状況を定期的に確認してデータベース化し、そのデータをもとに個別にフォローアップしていく。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

毎年5月に開催される能代市総合防災訓練などに参加するとともに、訓練に合わせて能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者間の連絡体制などを改めて確認していく。

また、職員の支援スキルアップを図るため、職員向けBCP研修会も開催し、事業者への支援力を向上させていく。

＜ 2. 発災後の対策＞

「能代市地域防災計画」では、風水害や地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者は連携・協力体制を確立し、下記の手順で管内事業者の被害状況の把握や関係機関への連絡などの対策を進めていく。

(1) 応急対策の実施可否の確認

災害発生後、能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者は、それぞれの基準に従ってメール配信システムやSNS等も活用しながら職員の安否と業務従事の可否を確認する。

能代市：

市職員は、「能代市地域防災計画」の動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づく応急対策活動に従事する。

能代商工会議所：

商工会議所職員は、「能代商工会議所事業継続計画（BCP）」の災害発生時の対応に基づいて迅速に参集し、業務の優先順位に従いながら早期復旧により事業を継続していく。

二ツ井町商工会：

商工会職員は、「二ツ井町商工会事業継続計画（BCP）」の災害発生時の対応に基づいて迅速に参集し、業務の優先順位に従いながら早期復旧により事業を継続していく。

なお、新型コロナウイルス感染者の発生時は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒を徹底する。新型コロナ等流行により新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言が発出された場合は、能代市における新型インフルエンザ等対策本部の設置に基づき感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会それぞれが職員の安否と応急対策の実施可否を確認した後は、3者間で能代市内の発災状況や災害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨時の例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身はまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。 など）

また、大まかな被害状況を確認して3日以内に情報を共有するとともに、職員の多くが被災する等により応急対策ができない場合の役割分担も決める。そのうえで、緊急相談窓口の設置などにより業務を継続していく。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※ 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者は以下の間隔で連絡を取り合い、お互いの被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

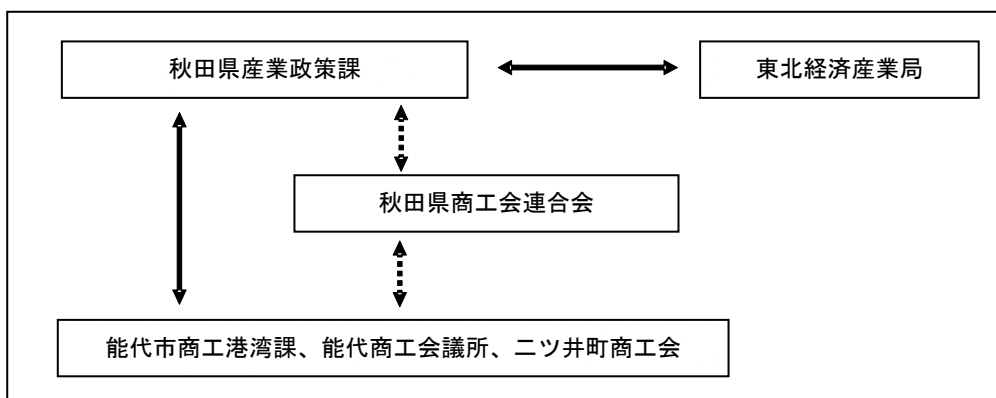
なお、能代市内や近隣地域で新型コロナウイルス感染症が流行した場合は、能代市が平成26年8月に策定した「能代市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、在宅勤務の導入やオンラインを活用するなど体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な把握や報告、及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みとして、能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者間の「被害情報確認・報告スキーム」を構築する。

3者は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について予め確認しておくとともに、二次被害を防止するため被災地域での活動についても事前に取り決める。

また、3者が共有した情報は、秋田県の指定する方法にて能代市などから秋田県へ報告する。新型コロナウイルス感染症が流行した場合も同様に、国や県からの情報や方針に基づき、秋田県の指定する方法にて能代市などから秋田県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

被災事業者の経営相談にいち早く対応できる体制を確立するため、能代市・能代商工会議所・二ツ井町商工会の3者は早期に協議を行い、緊急相談窓口を開設する（国・県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置）。新型コロナウイルス感染症が流行した場合も、事業活動に影響を受ける小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。なお、相談窓口は安全性が確認された場所において設置する。

また、管内を巡回して小規模事業者等の被害状況の詳細を確認したうえで、巡回指導、会報、ホームページ、説明会開催などにより、応急時に有効な被災事業者向け支援施策（国、秋田県、能代市等による融資制度、助成金など）について積極的に周知していく。

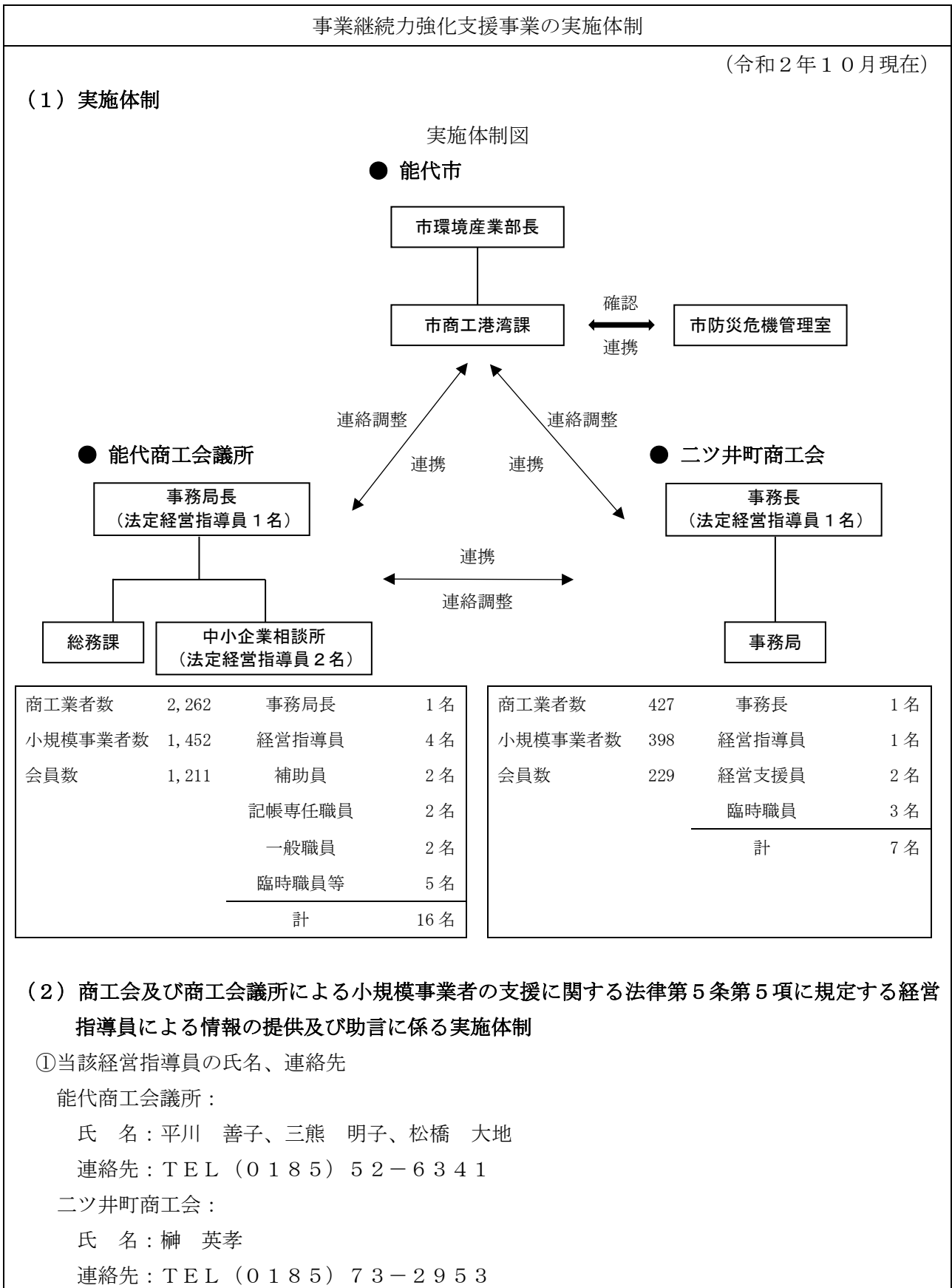
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

秋田県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を秋田県などに相談する。また、能代商工会議所と二ツ井町商工会の「事業継続計画（BCP）」では、管内の事業者支援体制の確立が困難な場合はお互いに連携を図るとしており、職員の相互派遣やオンライン相談などで復興支援機能を補完していく。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言

商工会議所と商工会の法定経営指導員を中心に、他の職員に対してはアドバイスを行いながら、本計画の具体的な取り組みを実行していく。また、小規模事業者に対する災害等リスクの周知や事業者BCPの策定支援などについて、進捗状況を管理・共有しながら年1回以上は見直し等によるフォローアップを図る。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

能代商工会議所 中小企業相談所

〒016-0831 秋田県能代市元町11-7

TEL:(0185)52-6341 FAX:(0185)55-2233

E-mail:n-syoko@shirakami.or.jp

二ツ井町商工会

〒018-3155 秋田県能代市二ツ井町字比井野33

TEL:(0185)73-2953 FAX:(0185)73-6001

E-mail:futatui@skr-akita.or.jp

②関係市町村

能代市 環境産業部商工港湾課

〒016-8501 秋田県能代市上町1-3

TEL:(0185)89-2186 FAX:(0185)89-1775

E-mail:syokou@city.noshiro.lg.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	582	582	582	582
1、BCP策定セミナー開催費(講師謝金、旅費、会場料、広告費等)		250	250	250	250
2、専門家派遣		132	132	132	132
3、広告費(チラシ作成等)	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種手数料、国・県・市の補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等